



2文ス第1598号
令和3年3月11日

公益財団法人福島県体育協会長 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、令和3年1月13日付け2文ス第1222号で、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について通知したところですが、県新型コロナウイルス感染症対策本部より、イベント等に関する協力依頼について4月末までの期限とすることと通知が発出されております。

つきましては、各団体におかれましても、下記に留意のうえ、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、対策の継続について周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 国や中央競技団体等が定めるガイドラインや各団体が独自に定めるガイドラインの内容を遵守すること。
なお、全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が1,000人を超えるようなイベントを予定する場合にあっては、施設管理者またはイベント主催者が、開催要件等について「県新型コロナウイルス感染症対策本部」に事前相談するなど、慎重に検討すること。
- 2 令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」や、同年5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、さらには、同年10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」等の内容に留意すること。

(事務担当 スポーツ課 主任主査 深谷 内線5195)